

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【公開番号】特開2008-261220(P2008-261220A)

【公開日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2008-043

【出願番号】特願2008-200657(P2008-200657)

【国際特許分類】

E 06 B 7/28 (2006.01)

【F I】

E 06 B 7/28 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月8日(2011.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面横方向にレールを有する扉本体と、
前記レールに係合する係合部を有する引っ掛け具と、を有し、
前記係合部には、前記引っ掛け具が上に上がった時に前記レールから外れないための突起
が設けられ、
前記引っ掛け具は左右にずらせることを特徴とする扉。

【請求項2】

前記レールの両端部が開放部であることを特徴とする請求項1記載の扉。

【請求項3】

前記係合部の前記レールとの接触部に弾性体を備えることを特徴とする請求項1または
2記載の扉。

【請求項4】

前記引っ掛け具が前記扉の間口寸法よりも小幅の引っ掛け具であることを特徴とする請求
項1乃至3いずれかに記載の扉。

【請求項5】

前記引っ掛け具がリング状であることを特徴とする請求項1乃至4いずれかに記載の扉。

【請求項6】

前面横方向にレールを有する扉本体の前記レールに係合する係合部を有する引っ掛け具で
あって、

前記係合部には、前記引っ掛け具が上に上がった時に前記レールから外れないための突起
が設けられ、

前記レールに係合した状態で左右にずらせることを特徴とする引っ掛け具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】扉及び引っ掛け具

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、扉本体にレール機構を設け、そこに差し込むことにより設置できるタオルバーを備えた扉及び引っ掛け具に関する発明である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明は、上記問題を解決するためになされたもので、本発明の課題は、意匠性がよく耐久性があり、またタオル掛けを使用したい人、そうでない人ともに使い勝手がよくなる扉及び引っ掛け具を提供することである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項5記載の発明は、引っ掛け具を棒状でなく、リング状にすることを特徴としている。

この発明によれば、リング状にすることにより、いろんな向きからタオルを掛けやすくなる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項6の発明は、前面横方向にレールを有する扉本体の前記レールに係合する係合部を有する引っ掛け具であって、前記係合部には、前記引っ掛け具が上に上がった時に前記レールから外れないための突起が設けられ、前記レールに係合した状態で左右にずらせることを特徴とする引っ掛け具である。

この発明によれば、レールに係合部を通すことにより引っ掛け具を容易に着脱、移動することができる。よって、タオル掛けを使用したい人は引っ掛け具を用い、そうでない人は用いないことで、意匠性を確保するばかりか、それぞれの使い勝手が向上する。